

# 法科大学院について思うこと

静岡大学法科大学院教授

弁護士 古口 章

## はじめに

法科大学院は激しい逆風にさらされている。そんな中、本稿は、制度構想の議論に日弁連理事や法科大学院設立運営協力センター委員として加わり、制度設計及び法案立案の作業に司法制度改革推進本部事務局の一員として関与し、その後地方の小規模法科大学院の実務家教員として教壇に立つとともに、日弁連法科大学院センター委員として制度のあり方について模索を繰り返してきた者として、それらの体験を踏まえ、実感として今法科大学院について筆者が思うことを吐露し、あらためて広く掘り下げた議論がなされるべきと思われる以下の諸点について問題提起するものである。

第1に、法科大学院否定論さえも声高に叫ばれ、旧制度に戻すべきとの意見も聞かれるが、果たして本当にそうなのだろうか。旧制度に改善し難い欠陥があったので新しい制度を創設したのではなかったか。あらためて法科大学院制度創設の意義を問い返し、何を守り、何をどう改善していくべきか、もう一度よく考えて欲しい。

第2に、法科大学院の理念を守り、改善すべきは改善していくというのが、大方の一致するところであり、法務省、文部科学省も含め、政府全体としてこの基本線のうえにたって改善策を模索している。しかし、そこで示されつつある改善方策は、果たして、本当に法科大学院の健全な発展をもたらす方向に機能しているのだろうか。大切なものを置き去りにして、むしろ知識偏重の歪んだ法曹養成に逆戻りし、多くの法科大学院が全体として司法試験予備校化することに抗しきれていないのではないか。この点も、立ち止まって考え、誤りなきを期したいものである。

第3に、こうした危なっかしい状況の下、結局、合格率最優先の弱肉強食のバトルが繰り返され、様々な不利な条件を抱えた地方の小規模法科大学院は絶滅の危機にある。地方分権、地域適正配置の理念からはむろんのこと、法科大学院制度全体の理念にそった発展という観点から

も、このまま地方小規模法科大学院を壊滅させてしまっていていいのか。やはり多くの人たちの中で本気で議論してもらいたい。

## 第1 法科大学院制度創設の意義

### 1 旧制度の致命的欠陥

(1) なぜ法科大学院を中核とする法曹養成制度創設が必要だったのか、それは旧制度に致命的な欠陥があったからである。まず、このことを忘れてはならない<sup>1</sup>。

旧制度下の法曹養成システムには、①大学法学部における法曹養成教育が存在せず、現状のままの大学法学部に専門的体系的法曹養成教育を期待することは困難であり、②主として予備校と司法試験のみによる選抜であり、予備校依存、知識・受験技術偏重の傾向がさらに進行し深刻な状況となっており、③研究者教員不在の、わずかな人数の実務家のみによる司法研修所では十分な法理論教育はなし得ず、④法律家の世界そのものにおける実務と理論の乖離という特殊日本の状況があることなどが指摘されてきた。このような状況のもとでは、受験のための知識と技術には長けているものの「創造的な思考力」「法的分析能力」「法的議論の能力」を欠く法曹を生みだしかねない。また、国民から求められる司法試験合格者の増員に的確に対応することができず、国民の「社会生活上の医師」の養成という役割を果たせない。

(2) 上記①②の問題点の根底には、司法試験が1回の筆記試験を主要内容としており、受験資格に制限がなかったことから、いわば「現代の科挙」のような弊害を生む状況になってしまっていたことがある。そのような試験においては、その出題方法の様々な工夫、さらには若年であることのみでゲタを履かせることとなる丙案導入など不正常といわざるを得ない手段を講じたとしても、どうしても長期間受験勉強をして知識を多く身につけ受験技術に長けた者が有利となり、真に法曹として必要な資質や能力を判別する試験としてふさわしくないもの

にならざるを得ない。そして、そうした問題状況は年々深刻さを増してきていた。司法制度改革推進本部事務局の第3回法曹養成検討会に法務省から提出された参考資料である「最近の受験生の学力等に関する意見」が、そうした問題状況を端的に示している<sup>2</sup>。

- (3) 上記③について補足すれば、教官はおしなべて献身的に教育にあたってきたし、司法研修所が、実務家として必須の実務訓練の場として重要な役割を担ってきたことも間違いない。しかし、今にして思えば、研究者が1人もいない下で、わずかな数の実務家のみによる全国に1つしかない最高裁判所が所管する司法研修所においてのみ実務家養成がなされてきたことは、異常なことであり、究極の中央集権的な法曹養成システムというほかない。日弁連は、そこでの教育を、裁判実務偏重、判例追従などと批判し続けてきた。

しかも、そうした司法研修所に入ってくるのは、それまでに専門的・体系的な法曹養成教育を経ないまま、多くが予備校に頼り、上記のような深刻な問題を抱えた司法試験という「点」により「選抜」されてきた者たちであり、いかに司法研修所教育を充実させたとしても、その教育成果には限界があった。結局、旧制度においては、主として法曹資格を得た後のOJTによって各自が成長していくほかなかった<sup>3</sup>。

- (4) 上記④を補足すれば、ともすれば、法学研究が実務を知らない研究者によって担われ、日常の裁判実務は理論に無関心な実務家の言わばルーティンワークとしてなされがちな状況につき、深刻な反省と自己批判が求められていた<sup>4</sup>。

こうした事態を招いた主な要因は、研究者と実務家が交流し共同研究する十分な機会がなかったこと、本来研究者も実務家も法曹養成教育を共同して担うべきであるのに、これを予備校、司法試験、司法研修所に任せきりで放置してきたことにあり、その責任の一端は日弁連にもある。

日弁連は、そうした反省のもとに、法科大学院を中核とした新たな

法曹養成制度を主体的に担っていくことを方針決定した。旧制度の弊害が露わとなった状況のもと、養成された法曹の大多数は我々の後進たる弁護士となるのであり、長期的展望として法曹一元制度を目指す観点からも、日弁連自体が、主体として、責任をもって、よりよい法曹養成制度を構築し担っていくことが求められたのであり、他の選択はあり得なかった。

## 2 法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度創設の意義

(1) 2001年6月12日、司法制度改革審議会は、「司法試験という『点』のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度を新たに整備すべきである。その中核を成すものとして、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設けるべきである。」と提言した<sup>5</sup>。

2004年に創設された法科大学院では、社会人・他学部出身者を含む多様な熱意ある学生を確保し、双方向的・多方向的で密度の濃い少人数教育を行い、院生には法曹倫理を含む実務基礎科目、多様な展開先端科目、基礎法隣接科目の履修が義務付けられ、多くの実務家と研究者の連携・協働のもと「実務と理論を架橋」する教育内容が展開されてきた。民事・刑事の実務基礎科目に加え、クリニック、エクスターンシップ、ロイヤリング、模擬裁判などの臨床実務系科目が創設され、研究者と実務家の共同授業などにより法理論教育も「実務への架橋を意識した」ものとして進められてきた。

司法試験の基本的な位置付けも、法科大学院修了を司法試験受験資格とし、法科大学院教育の成果を確認するものに転換された。そして、1回のペーパー試験たる司法試験では法科大学院教育の全て成果を試すことはできないので、その一部（主として法律基本科目）を試す言わば従たるものとされた。そして、これら司法試験と法科大学院教育が有機的に連携するものとして機能することが求められるに至った<sup>6</sup>。

また、その試験内容も、法的思考力等を重視し、必要なスキルとマインドを試すにふさわしいものとされ、短答式試験は「法科大学院における教育内容を十分に踏まえた上、基本的事項に関する内容を中心とし、過度に複雑な形式による出題は行わない」<sup>7</sup>ものとされ、論文試験は「事例解析能力、理論的思考力、法解釈・適用能力等を十分に見ることを基本とし、理論的かつ実践的な能力の判定に意を用いる。その方法としては、比較的長文の具体的な事例を出題し、現在の司法試験より長い時間をかけて、法的な分析、構成及び論述の能力を試すことを中心とする」<sup>8</sup>ものとなった。こうして、旧司法試験における、予備校依存、知識偏重、受験対策優先「論証ブロック吐き出し型」解答などの弊害は大きく克服、変革された。

(2) こうした状況を受け、我々は、まず何よりも、法科大学院制度創設の基本的な意義・成果として、①日本において、初めて、法学研究と教育を担う研究者と実務家が協働して担う体系化された法曹養成教育システムが構築されたこと、②その教育プロセスの中で、具体的事実から考え、利用者・当事者の視点にたつて、条文・制度趣旨を踏まえて自らあるべき規範をたて、事案にあてはめ、問題解決をはかる能力、言い換えれば、法曹として必須な批判的・創造的な法的思考能力の養成が可能となったことの重要性を確認しておくべきである。

端的に言って、旧制度ではこのような能力を体系的に教育できなかった。昨今一部に見られる旧制度に戻せば良いという主張は、医師につき、医大での医師養成のための専門的・体系的な教育は経なくとも、医師国家試験に合格さえすれば、あとはインターンシップを経れば医師にして良いというのと同じである。

そして、このように体系化された法曹養成教育システムを、研究者のみならず、非常勤講師を含めると1400名以上の弁護士が教員として担い、日弁連や各地の単位弁護士会が関係諸団体や関係機関と連携しつつ主体的、積極的に支援していること、そのもとで研究者と実務家が共同して授業を担当するなどの協力・協働の関係が進展し、共同し

て法曹養成教育を担い実践的な共同研究を日常的に行うことを可能とするシステムが形成されつつあることは、1（4）項で指摘した日本の法曹界や法学界の現状を大きく改革していく可能性をも切り拓くものである。

- (3) また、この間、新たな法曹養成制度のもと多くの多様な新法曹が誕生した。こうした新法曹、その卵である新司法試験合格者に対しては、その大部分の者について、基本的に好意的、肯定的な評価がなされている。

ロースクール研究10号が「特集・新法曹誕生」という座談会を開いており、研修所教官や修習の指導担当者らの声を乗せている。それによれば、「新修習の修習生は、一般に、どのような問題についても自己の力で解決しなければならぬという意識をもって修習しているように感じられます。このことは非常に高く評価できることであり、法科大学院教育の賜であろうと思っています。」「もう1点、現行修習の修習生と新修習の修習生との違いとして際だって特徴的なものが、新修習の修習生は事実を大事にするということです。」「非常に意見の発表が上手」「コミュニケーション能力は非常に高く、自己PRも上手」「リサーチ能力も高い」「法曹倫理、これについては感受性があるなど感じます。」などとされている<sup>9</sup><sup>10</sup>。

なお、昨今法科大学院否定論の立場からは、司法試験の合格率が低迷したり、二回試験不合格者数が相当数にのぼるのは、法科大学院教育に問題があり、修了生の質が落ちているからではないか、といった指摘があるが、それらは実証的根拠を欠いており、法科大学院を否定するための、ためにする議論である。司法試験合格率の低迷は、法科大学院教育や法科大学院修了生の質の問題ではなく、法科大学院の総定員数が大きくなりすぎたことに起因する単純な算術上の帰結である<sup>11</sup>。また、二回試験不合格の問題も、法科大学院教育が目指し、実際に多くの修了者に基本的に体得させてきている法的思考力を、残念ながら実際に身につけることができないまま修了し、それでも司法試

験にも合格してしまう者が一部にいるという問題としてとらえるべきである<sup>12</sup>。

## 第2 改善方策について留意すべきこと

### 1 問題点と改善方策の基本方向

#### (1) 法科大学院をとりまく状況

しかし、法科大学院を取り巻く状況は、問題がないどころか、すこぶる深刻であり、法科大学院を中核とした新しい法曹養成制度は大きな岐路にさしかかっていると言わざるを得ない。その問題状況は、以下のような事態を捉えて「負のスパイラル」「悪循環」などと呼ばれている。

#### ア 法科大学院の総定員が大きくなりすぎ、司法試験合格率が低迷したこと

法科大学院は、制度設計段階での想定を大きく超えて、全国で74校が設立され、その総定員は最大時で5825人となった。これは、規制緩和の流れのもと、準則主義的に設置認可がなされた結果であり、法科大学院制度はこの発足段階からボタンの掛け違いがあった。

これでは、仮に当初から年間3000人が司法試験に合格したとしても、7割、8割が法曹となれるとの当初の制度設計での目標は実現できない。しかも、閣議決定で3000人合格を目指した2010年を過ぎても、合格者は2000人余のままで推移し、司法試験合格率は年々低下してきた。

2006年から2013年の合格率の推移は、48.3%、40.2%、33%、27.6%、25.4%、23.5%、24.6%、25.8%である。既修者の合格率と未修者のそれも大きな格差があり、2013年には、前者は38.4%であるのに、後者は16.6%に留まっている。

## イ 法科大学院志願者の減少、とりわけ社会人・他学部生の減少

こうした事態を受けて、法科大学院志願者の減少、とりわけ社会人・他学部生の減少が続いてきた。上記の程度の合格率では、法科大学院進学はリスクなものを受け止めざるを得ないことが、その大きな要因と考えられる。

法科大学院進学志願者のべ人数は、2004年から2013年で、72,800人から13,924人に減少した。2012年の適性試験受験者実人数は5,967人、2013年のそれは4,945人にまで、減ってしまった。

社会人入学者も、2004年から2011年で、2,792人（約55%）から764人（約20%）に、非法学部入学者も、同期間に、1,988人（約40%）から748人（約20%）に減少した。

なお、この間総定員も削減され、2013年には、総定員4,261人となった。

そして、2013年4月には、全国法科大学院の実入学者は、何と2,698人にまで減少してしまい、多くの地方の法科大学院や小規模中規模法科大学院において大幅な定員割れの状況が生まれた。

## ウ 法科大学院教育への悪影響

上記アのような合格率では、司法試験受験競争は過熱せざるを得ない。勢い、受験科目以外の実務基礎科目、多様な展開先端科目、基礎法隣接科目などは軽視・敬遠され、熱心に受講しない、授業中に内職をするといった事態が生じてきた。特に負担が重い臨床科目は敬遠傾向が顕著となりつつある。

果ては、法科大学院生が、双方向多方向授業よりも講義形式で知識を要領よく整理することを希望したり、法科大学院の基本法科目の授業は単位を取れる程度にこなし、予備校本で「論証ブロック」の暗記に走ったり、受験準備に追われ一つ一つの法的知識をゆとりをもって体系的に深く理解し応用力を身につけることができないような状況に陥る。こうした状況が続き、その傾向が多くの法科大学院生に広がることとなれば、修了生の質に深刻な事態が生じかねない。

さらに、イの事態が深刻化すれば、そもそも法科大学院に優秀な人材が集まらないようになり、生き延びるために理念を捨てて予備校化する法科大学院が生まれ蔓延することにもなって、その結果、全国の修了生の全体の質の低下にまで及びかねない。こうした事態がさらに進行すれば、受験生全体の質が低下することとなるのであるから、司法試験合格者数、合格率も低下せざるを得ず、アの状況がさらに進行し、ア→イ→ウ→アの悪循環となってしまふ。

## (2) 改善方策の基本方向

こうした悪循環は、ひとり法科大学院の問題点に留まらず、司法における人的基盤そのものが凋落する危険を内包している。全体としての悪循環を克服するためには、法科大学院や法曹養成制度のあり方に留まらず、司法基盤を抜本的に拡充し、弁護士活動領域を大きく広げ、就職難問題やOJTについても適切な対応を取るとともに、法曹のあり方、弁護士の魅力についてのより積極的な議論を展開し、より前向きなメッセージを発信していくことが求められる。

しかし、法科大学院制度自体の改善方策＝処方箋の基本は、やはり、法科大学院自身が、あくまで本来の理念、理想を堅持して、必要とされるスキルやマインドの養成に邁進することに置かれなければならない。同時に、それを阻害する問題状況もそれ自体として改善すべきである。

具体的には、①実効的な定員削減、統廃合の具体策を構築し実施することにより、悪循環の元凶である前記アの事態を解消することを基軸に、②同時に地域適正配置、夜間法科大学院のための十分な措置をとること、③関係者の一層の自己変革のもと、よりよい教育内容・手法を開発するなど、教育の質の向上のための具体策を構築し実施すること、④法科大学院生の経済的負担軽減策を講ずること、⑤情報開示を推進すること、などが求められる。

こうした方向性は、悪循環は、基本的にその総定員数が多くなり過ぎたことに起因しており、法科大学院制度そのものや、そこでの教育

の内容、方法の基本的な枠組みに起因しているものではないとの認識の上に立つものであり、法務省、文部科学省も含め、政府全体としても、この基本線のうえにたつて改善策を模索している。日弁連も、法科大学院を中核とした新しい法曹養成制度の担い手として、その制度の基本的枠組みや理念を堅持しつつ、法科大学院をめぐる問題状況の抜本的かつ実効的な改善策の実施を求めている。

こうした方向性は、大方の一致するところであり基本的に正しい。

## 2 改善方策の実施・運用についての危惧

- (1) しかし、そこで示され実施・運用されつつある具体的な改善方策は、果たして、本当に法科大学院の健全な発展をもたらす方向に機能しているのだろうか。大切なものを置き去りにして、むしろ知識偏重の歪んだ法曹養成に逆戻りし、多くの法科大学院が全体として司法試験予備校化することに抗しきれていないのではないか。
- (2) 例えば、共通の到達目標を設定するための議論は、当初は、司法試験の競争試験化による弊害を解決するため、法科大学院における「法律基本科目の教育内容を、法学部の教育を経ない未修者が三年間のカリキュラムで身につけ使いこなし得る内容に精選する」ことを目指す川端和治弁護士の「法科大学院モデル・コア・カリキュラム策定の提言」<sup>13</sup>に沿ったものとなる可能性を秘めており、筆者もその方向に進むことを期待していた<sup>14</sup>。しかし、結局、とりあげるべき論点・内容を漏らさずリストアップするものとなり、川端弁護士や筆者の期待とは全く似て非なるものとなってしまった。むろん、共通の到達目標モデル案についての議論が、それらさえも教育できない法科大学院や教員の問題を浮き彫りにし、全体の教育水準の底上げに資する効果はあった。しかし、必要とされる論点や内容を多く求めすぎることにより、司法試験対策のため、広い分野の多くの知識を短期間に詰め込もうとするあまりに、それに追われ、かえって基本的な概念の深い理解、体系的・理論的な理解や、応用力の修得がおろそかになったり、受験科目とはなっていない臨床科目などの実務架橋教育、先端展開科

目、基礎法隣接科目などを軽視・敬遠するなどの弊害も生んできたように思われる。

また、2012年後半から特に未修者教育の充実・改善のための議論がなされるようになり、未修者が、基本的な概念の深い理解、体系的・理論的な理解や、応用力の修得をできるようにするための施策として「到達度確認テスト」を実施することが、今まさに検討の最中にある。しかし、ここでも、具体化される到達度確認テストの位置付けや内容次第で、それは未修者が必要な能力を修得することをアシストする仕組みにもなり得るが、逆に未修者に今まで以上に過剰な知識の詰め込みや試験対策を強いて、その能力修得をより困難にする仕組みにもなり得るものであることに、十分な警戒が必要であるように思われる。

(3) そして、同様の問題は、改善方策の中核である定員削減・統廃合の推進の仕方の中にも内包されている。

現在、定員削減・統廃合の推進の基準とされている司法試験合格率、定員充足率などの数値基準は、法科大学院の理念にそった教育実践の内容それ自体とは別途に設定されており、そうした数値基準による統廃合の推進は、かえって、未修コースを原則とする本来の理念や、クリニック・エクスターンシップ、模擬裁判など臨床的教育の一層の後退を招き、法科大学院制度全体を、司法試験予備校化するという最悪の事態に陥らせることが危惧される。

こうした観点からすれば、定員削減・統廃合の推進のための基準は、未修コースを原則とする理念を堅持しているかどうか、きめ細かい少人数教育が可能な態勢、臨床的教育を全ての院生が受講する態勢をとれているか、ないしはそのような態勢とすべく具体的な努力を行っているかなど、教育内容・方法・態勢そのものを基準化すべきである。

また、少なくとも、仮に、例えば司法試験合格率をその基準の中に組み込むとしても、その基準は、全修了生の合格率ではなく、未修者修了者の合格率、いわゆる純粋未修者修了者の合格率を主な基準とす

る（当該法科大学院の教育力をはかる上では、既修者合格率よりも、いわゆる純粹未修者の合格率の方が重要かつより適切な指標となると思われる）など、その基準の運用が法科大学院の基本理念を損なうこととならないよう慎重に吟味した上で設定されるべきである。

そうした配慮が不十分なまま弱肉強食の自然淘汰に任せることになれば、理念にそって悪戦苦闘する法科大学院は淘汰され、法科大学院の理念をかなぐり捨てて司法試験合格率のみを追い求め予備校化された大規模校は生き残るといった深刻な事態となり、法科大学院を中核とする法曹養成制度自体が崩壊の危機に直面することになりかねない。

### 第3 地方の小規模法科大学院を壊滅させて良いか

#### 1 壊滅必至の地方の小規模法科大学院

大幅な定員削減や統廃合に向けた施策それ自体は、法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度を理念にそって改善、発展させていくために必要であり、総定員は実入学者と同程度の規模に圧縮されるべきである。

しかし、定員削減や統廃合が、当該法科大学院の教育力を適切かつ総合的に検証することによってではなく、司法試験合格率、定員充足率などの数値基準のみによって進められるとすれば、多くの地方法科大学院はますます困難な状況におかれる。とりわけ、文科省の平成25年11月11日付け「法科大学院の組織的見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」に基づく施策が、実施に移されるならば、別途特段の支援策がない限り、地方の小規模法科大学院が壊滅状態となることは必至である<sup>15</sup>。

しかしながら、司法制度改革審議会意見書は、多様性の確保を旨とし「全国的な適正配置となるよう配慮すること」としており、その意義を再度確認しておく必要がある。

#### 2 地域適正配置の意義・地方の小規模法科大学院の存在意義

地方の法科大学院が壊滅状態となれば、その地を離れることに困難を

抱える地方在住者が法曹になるための教育を受ける機会を失い、弁護士会が積極的に地方法科大学院と連携・協働し地域を支える法曹を地域の中で自らの手で育てることもできなくなり、諸団体との協力のもと地方法科大学院が実際に地域に貢献し、地域司法の拠点としての教育研究機関として発展しようとしている芽を摘むこととなる。

私は、定員20名という地方の小規模法科大学院の実務家教員として教壇に立っているが、そこではこの間、家庭の事情や経済的理由等で当地に法科大学院がなければ法曹の道を目指すことはできなかった者、当地で企業の従業員や公務員として活躍してきた社会人などから、多くの入学者を受け入れてきた。法科大学院を修了し司法試験合格後には、多くが地元弁護士会に登録し地域司法の担い手、当該法科大学院の支援者として活動している。また、気概をもって日本司法支援センター（法テラス）のスタッフ弁護士となり、またなろうとしている者の割合も相当数にのぼる。さらに、修習生にはならないまま公務員として元の職場に戻った者、元の職場ではないもののやはり司法修習を経ずに公務員となった者などもおり、まさに多様な人材を受け入れ、多様な法曹を育成してきたと自負している。

また、私の所属する法科大学院自体が、地域の政財界や諸団体、弁護士会などの支援のもとに設立され、その後も連携しながら、地域司法の拠点としての実績を積み上げつつある。中国法の授業を相当数の弁護士が科目履修生として受講したり、法科大学院生の参加を得て手話通訳者の研修のための模擬裁判の実施に協力したり、自治体・NPOとの連携や有志弁護士の協力のもと弁護士過疎地域を含む県内各地域で無料法律相談会を実施するなど、実際に地域に貢献する活動も行ってきた。

このような取り組みは、地方の小規模法科大学院においては、具体的内容は様々であるとしても、多くの地方法科大学院でなされており、他方、都会の大規模法科大学院においては殆どなされていないものと思われる。

こうした取り組みや、その発展可能性は、法科大学院が今後日本社会

において果たすべき重要な役割を示唆しており、また「社会生活上の医師」たる法曹を養成する法科大学院がその理念にそって発展していくためにも、その芽を摘むことなく伸ばしていくべき課題である。

全体としての定員削減が必要であるとしても、このような取り組み等の実情を十分に踏まえることなく、司法試験合格率、定員充足率などの数値基準のみによって地方の小規模法科大学院の統廃合を進めれば、法科大学院全体が司法試験合格率を競う受験予備校化することが危惧され、法科大学院制度をその理念にそって改善・発展させていくことに逆行する。

### 3 教育内容の質の向上の観点からの地方小規模法科大学院の意義

また、具体的な教育内容に目を向けても、多くの地方法科大学院において、理論と実務を架橋した「社会生活上の医師」の養成に相応しいものとするための努力が、法学未修者を主たる対象に、少人数教育の利点を生かし、また地元単位弁護士会との連携のもとにエクスターンシップなどの臨床的教育を充実させるなどして、法科大学院の理念に忠実に模索されてきた。

医師養成においては、各県に定員100名程度の医大が設置され、多数の医師によるマンツーマンに近い臨床教育が実践され、医大は地域医療の拠点として機能している。これと同規模の配置とし教員態勢を整備することを現時点で法曹養成制度として実現することは現実的ではないが、法科大学院の配置についても、将来的なひとつの理想型として念頭に置き、その方向に向けた模索は続けるべきである。その可能性の芽となる、地元弁護士会などの支援のもと改善努力を続けている現にある地方法科大学院を、壊滅状態に陥らせることは回避されるべきである。

私の所属する法科大学院においても、未修者中心で既修入学者は1割以下である。そして、マンツーマンに近い少人数教育のもと、相当程度の成果をあげている。臨床的教育という観点からも、院生全員が、クリニックかエクスターンシップを受講し、模擬裁判も受講するという態勢がとられている。そして、そうした中で、例えば、平成24年度司法試験

合格者は7名であったが、その全員が未修の修了者であり、うち法学部以外の出身者＝いわゆる純粹未修者が4名おり、うち1名は長年企業で働いてきたいわゆる社会人入学者であった。

他方、都会の大規模法科大学院の多くは、本来未修コースが原則であるのに、次第に既修者中心にシフトし、全体として、司法試験合格率を競うために既修者を主たる対象としたものに変質しつつある。また、都会の大規模校では、その規模が大きすぎることや、弁護士会との1対1の連携関係を築くことが難しいことなどから、クリニック・エクスターンシップ、模擬裁判は、選択科目として一部の者しか受講することができない。加えて、院生が、一見すると司法試験に役立つとは思えないこうした科目の受講を避ける傾向が進行している。

こうした現状を踏まえて、法科大学院の理念にそった教育の質の改善を行おうとするのであれば、理念に忠実な教育実践を模索してきた地方の小規模法科大学院における発展可能性の芽をさらにはぐくみ、他方、大規模法科大学院に対しては、少人数で十分な臨床的教育も可能となる態勢の整備を促し、例えば各法科大学院の定員の上限を100名程度に減らし、弁護士の実務家教員を大きく増加させ、全院生がクリニック・エクスターンシップ、模擬裁判などを受講するシステムを構築していく方向でなされるべきである。

こうした観点からも、地域適正配置の意義を強調し、地元単位弁護士会などの支援のもと改善努力を続けている現にある地方法科大学院を壊滅状態に陥らせることを回避すべく、新たな支援の仕組みや動きを創るなど、最大限の配慮することは、法科大学院という制度をその本来の理想・理念にそって改善・発展させていく上で、とりわけ重要な前提であるように思われる。

以 上

[注]

- 1 この点及び次項の法科大学院制度創設のより積極的な意義については、拙稿「法曹養成・法科大学院制度」・日弁連法務研究財団「法と実務＝司法改革の軌跡と展望」所収を参照されたい。
- 2 同意見書は、平成11年11月から同12年1月にかけて、司法試験管理委員会の担当者が司法試験考査委員13名から個別に意見聴取した結果である。同意見書によれば、全体的印象として「受験生全体の出来が悪くなっている」「非常に基本的なことができないという人が増えている」「真中より上の人たちはまあまあだが、下の人の成績が徐々に毎年下がってくるような気がする」、論文式試験の答案については「表面的、画一的、金太郎飴の答案が非常に多い」「マニュアル化した答案が非常に多い」「答案がパターン化しており、それも同じ間違いをしている答案が多い」「基礎から積み上げて勉強していく方式ではなく、論点について解答を覚えているという感じである」「自分の頭で考えず、逃げる答案が多い」「掘り下げが浅く、理由づけのない答案が多い」、口述試験の受験者については「典型的論点についてはよく話すが、少しひねったあてはめを聞くと全然できない」「論文できちんと書いていると思ったが、口述をやってみて、実は何もわかっていない状態で書いていた者がいるということがわかった」「表面的な知識は多少付いていても、突っ込んだ勉強が進んでいないという印象である」「自分自身で考えて答えているのではなく、インプットされているマニュアルをいかに出すかということだけに終始しているような感じである」などとされている。
- 3 そうした状況を象徴する筆者の体験を紹介しておきたい。以下は、「司法研修所における刑事弁護教育の現状」と題する拙稿（1996年8月号の「自由と正義」169～173頁）の抜粋である。

「多くの修習生は、自ら証拠を分析し事実を認定する訓練をほとんど経てきていない。これまでの学校教育や司法試験の受験勉強の中では、所与の事実を前提とした設例があり、それへの『正解』となる『論点』を拾い上げることが求められてきた。こうした正解志向を克服し、自らの頭で考え分析し事実を認定する能力を養うことが、刑事弁護においてもやはり最も重要な基礎となる。」「例年、前期冒頭の問題研究（一）では、第1回公判前に選任され検察官取調請求予定証拠の開示を受けた弁護人として、開示記録を分析検討させ、①さらに、いかなる事実調査が必要か、②いかなる弁護方針を立てるか、③罪状認否・書証の同意不同意をどうするか、を起案させ、講評を加えている。求めたいのは、自ら分析し事実認定をすること、実践的な弁護方針を立てることである。しかし、相当数の修習生が、例えば『正当防衛で無罪を主張』すべき事案につき、『正当防衛が成立するのであればこれを主張する。だめなら誤想防衛・過剰防衛を主張する。それもだ

めなら一般情状を主張する。』などという弁護方針(?)を起案してくる。『では、君は事実はどうであったと考えるのか』と質問すると、『そんなことは考えなかった』という返事さえ返ってくることもある。』

旧制度では、こうした内容を身につけようという姿勢もないままに司法試験に合格してきたし、そうした姿勢を身につけようなどとすれば、受験技術の習得や「論証ブロック」の暗記にしるぎを削る熾烈な司法試験受験競争に勝ち残れない状況にあった。

- 4 多くの法学研究者たちは、その専門研究分野が細分化され、外国文献の分析や個別分野のテーマについては深く有意義な研究成果を築いているものの、裁判実務、法曹実務の現場における実践的な課題を実務家とともに研究し実務そのものをより良い方向に変革するための実践的な共同研究は十分とはいえない状況が進行してきた。他方、実務家も、研究者とともに理論研究に関与する者は少なく、そもそも研究者との交流も殆どない状況で、多くが日常業務等に追われる中で仕事をしてきた。こうした状況は、日本の、そして特に戦後に進行してきた特殊な状況であって、将来の日本における法の発展、より具体的には司法をめぐる諸制度や実務運用の改革、改善にとって、その障害ともなりかねない深刻な事態であると受け止めるべきである。
- 5 司法制度改革審議会意見書61頁以下。
- 6 法科大学院の教育と司法試験との連携等に関する法律。
- 7 平成17年11月16日考査委員会決定。
- 8 平成15年12月11日新司法試験の実施に係る研究調査会報告書。
- 9 2010年9月の日弁連第24回司法シンポジウムの法曹養成分科会では、多様な経歴をもった新法曹が様々な分野で活躍している様子が紹介され、資料として「新法曹データブック」に多数の新法曹たちの経歴、現在の仕事、今振り返っての感想などがまとめられている。その中で、新法曹たちは、「仕事を始めてみて、机上の問題とは異なる新しい問題に日々接するようになります。それに必要なのはしっかりしたリーガルマインドであることを強く感じます。今になって、法科大学院では多くの優秀な実務家教員の先生方に、姑息的で司法試験の合格のみを目的とした教育とは一線を画す、法的思考を養うためのご指導を受けていたのだと改めて感じます。これは、法科大学院以前の司法試験では得にくかったものではないかと思っています。」「法学部に所属しながら、法律学が好きではありませんでした。いま振り返り、法律学が好きになった理由を考えるに、一流の学者から少人数で、ソクラテスメソッド式の講義を受けることができた、というのがまず以て挙げられるかと思いますが、それだけではここまで好きになっていないだろうと思います。法科大学院のすばらしい点は、一流の学者から法律学を学んだそ

の次の授業で、法律学を実際に駆使して活躍している実務家から講義を受けることができ、さらにはクリニックにより実際の実務に携わり、自分の手で法律学を触ってみることができる点にあります。」「実務家教員を中心として実務を意識した教育がなされており、実務に就いた今振り返ってみると、当時の教育は現在の仕事にも直結するものであったと実感している。」などの感想を寄せている。

10 2012年1月の弁政連ニュース（JAN. 27号）も「法科大学院出身の新進法曹大いに語る－多様なバックグラウンドを生かして－」との座談会を開催しており、元銀行員、テレビ局、医師など多様な経歴の新進法曹が意見を交わしている。その中で、「やはり、3年という期間に凝縮した形で体系的に法律的なものの考え方を学ぶということができたからこそ、今、まがりなりにも一応脳みその改造がちゃんとできて、未知の問題に遭遇した時も、何とか自分の力で法律的に考えて答えを出そうとするというようなところまで漕ぎ着けられた」、ソクラテスメソッドについて「ものを憶える時間というのは、家で1人でやればいいことであり、学校に行つて先生と議論することで、教科書で平坦に得た知識を立体化し、どこが大事でどうつながっているのかというのを自分の中で整理、構築することを繰り返すことができた」、先端科目や実務科目について「旧試験を勉強するのだったら試験科目しかやらなかった…派生的なところをどれだけ積み上げて、今までの自分の経験を活かされるか…そういうことを長く研究されている教員の方、専門的に扱っている実務家の方からお話を頂戴できて学修できるというのは、ロースクールならではのだと思います」などの感想が語られている。

11 総定員が5,825人となったときに、仮に毎年3,000人合格させたとしても、当初考えられていた7割、8割の合格率は算術上不可能であり、その後滞留者が増加していくのであるから、合格率が年々下がっていくことは決まっていた。

また、難易度において、むしろ司法試験の方が必要以上に高いハードルを課している面もあるように思われる。新司法試験の個々の出題内容は基本的に良問と評価されてきている。旧司法試験とは大きく違う。しかし、私たちが合格してきた過去の司法試験と比べ、難しすぎる。問いかける内容、分量が多すぎるし、内容的にも難解であり、相当程度の実務経験を経た実務家や研究者であっても合格することは困難と思われる。受験準備のための勉強量も大きな負担となっている。私が受験時代に行った準備の量と比べれば、その2倍や3倍の比ではない。そして、他学部出身の未修者にとつてこのハードルは高すぎる。

12 平均的な修習生や法科大学院生は、基本法の分野に関する基本判例とか最近の判例の存在と内容については良く知っている（学修範囲はすこぶる広く、その知識量としては、旧司法試験に合格してきた筆者たちと比べはるかに多い）が、それが具体的な事案に応用する場面で十分使えるような状態で内面化されていない

ことが問題とみるべきである。この点、前記ロースクール研究「新法曹誕生」の座談会の中で、司法研修所の裁判教官も筆者と同様な認識を示している。

このような意味で一部にみられる質の問題や、相当数の二回試験不合格問題が生ずることとなった要因は、主要には、司法試験合格率の低迷のもと法科大学院生が熾烈な受験競争に巻き込まれ、①司法試験対策のため、広い分野の多くの知識を短期間に詰め込もうとするあまりに、それに追われ、かえって基本的な概念の深い理解、体系的・理論的な理解や、応用力の修得がおろそかになっていることにあり、また、②受験科目とはなっていない臨床科目などの実務架橋教育、さらには先端展開科目、基礎法隣接科目などを軽視・敬遠する結果、「事実認定などの基本的な考え方が身に付いていない」「一般社会通念や社会常識に関する理解ができていない」こととなるものと思われる。それらは、法科大学院制度やそこでの教育に起因しているのではなく、一部に法科大学院の理念や教育内容を十分に体得し得ないまま修了させてしまっているという運用に起因する問題であり、処方箋は、法科大学院教育をさらに理念にそったものとすべく改善するとともに、修了認定をより厳格化することである。

なお、旧制度下の司法試験のみによる選抜の場合には、こうした問題点、弊害は、一部の者に留まらず、その制度自体が普遍的に生み出す危険性を内包していたという事実も直視しておくべきであろう。

13 法律時報79巻2号96頁

14 拙稿「法科大学院教育の課題にどう応えるか」自由と正義2007年12月号27頁以下参照。

15 文科省の平成25年11月11日付け「法科大学院の組織的見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」は、司法試験合格率、入学定員充足率、社会人の入学者数・割合、地域配置、夜間開講などの指標を点数化し、全国の法科大学院を5類型に分類し、公的支援額の基礎額を類型に沿って従前の90%から50%とし、別途加算条件を定め審査委員会で審査して判定するとしており、加算判定は平成26年9月までの申請、11月中旬までに審査委員会において審査し、これを受けて平成27年度の公的支援額が決定されるとしている。この類型において第3類型、第2C類型に分類された地方小規模法科大学院等は、連合や、特別のプログラムを成功させる以外には存続することは困難となる仕組みであり、連合その他の取り組みを成功させること自体が容易いことではないため、事実上地方小規模法科大学院等を壊滅させる仕組みとなることが危惧される。